

佐渡市地域限定特例通訳案内士養成講座業務委託仕様書

1 業務名

佐渡市地域限定特例通訳案内士養成講座業務委託

2 実施期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日まで

3 委託料上限額

5,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 目的

佐渡市地域限定特例通訳案内士養成特区内で、当該区域の特性に応じた英語の佐渡市地域限定特例通訳案内士を養成するため、受講生募集、研修及び研修修了試験等を実施する。

5 業務の仕様

(1) 受講生の募集広告、受付事務

- ・募集要領及び、受講要領を策定する。
- ・受講生の受付を行う。応募者多数の場合は、発注者と協議のうえ定員を決定する。
- ・受講資格要件（英語検定、日本語能力試験等）、応急手当の知識・技術（救急救命講習受講の有無）、旅程管理能力（旅程管理講義受講の有無）の確認・受講の斡旋を行う。

(2) 研修スケジュールの作成、講師・会場の手配、受講生への周知

- ・研修スケジュールを別紙 1 の「実施要領」に基づき作成し実施する。
- ・下記①～⑥における説明者、講師の選定、出演交渉及びその他調整業務を行う。
- ・下記①～⑤における会場手配（40 人規模、1 会場）及び会場準備等、下記⑦における会場手配（口述試験会場 1 部屋、受験者待機室 1 部屋）並びに会場準備等を行う。装飾、スリーン、プロジェクター、事務用品等の備品を含む）
- ・研修スケジュール等を受講生に周知するとともに、受講実績を把握する。

① オリエンテーション、コミュニケーション、ホスピタリティ研修（2時間）

- ・研修についての包括的説明。通訳案内士制度と地域限定特区通訳案内士の違いについて説明を行う。
- ・外国人旅行者の特長、習慣、マナーに関する知識、おもてなしの精神について研修を行う。

②佐渡の地理・歴史、観光等（10時間）

- ・佐渡市の地理・歴史、観光資源概要、世界遺産、伝統文化、自然遺産等について研修を行う。

③観光客特性（2時間）

- ・外国人観光客の特性及び嗜好について研修を行う。

④旅程管理研修（10時間）

- ・国内旅程管理研修のうち、法令に関する項目以外の内容で、旅行者の移動の円滑化に関する知識、安全対策及び事故発生時の対応に関する事務処理能力等についての研修を行う。

⑤救急救命（3時間）

- ・日本赤十字社、市消防が実施する「基礎講習」「普通救命講習」を受講させることで、心配蘇生法、AEDの取扱や応急救命手当ての知識・技術について研修を行う。

⑥実務研修（18時間 6時間×3回）

- ・模擬ツアーでのガイドスキル向上研修を行う。

⑦修了研修

- ・語学の要件を満たし、上記①～⑥までの全ての研修を修了している者に対し、口述で修了研修を受けさせることとする。この口述研修は1人あたり15分程度の面接形式とし、研修の理解度を測るほか、英会話能力やプレゼンテーション能力についても審査の対象とする。

(3) 講座の実施（座学、現場実習）

- ・上記（2）①～⑥の研修における企画運営業務を行うとともに、研修資料を作成（講師と協議の上作成するものとする）する。
- ・講座の実施に際しては、上記（2）①～④については原則として日本語で実施することとし、⑥・⑦については、研修の一部又は全部を英語で実施する。

(4) 効果測定（口述研修）の実施

- ・口述研修の受験者とりまとめ（研修資格を満たしていることの確認及び研修資格を満たしていない場合の受験申込者への連絡等）を行う。
- ・上記（2）⑦の口述研修における企画運営業務を行うとともに、口述研修問題を作成（試験官と協議の上作成するものとする）する。
- ・口述研修の実施に際しては、英語で実施する。

6. 事業報告

- (1) 受託者は事業終了後、速やかに事業報告書を作成し提出する。
- (2) 事業報告書には、取組み経過、成果等について記載する。
- (3) 発注者は、事業報告書を受領後、その書類の内容を精査し、必要がある時は報告を求め、又は発注者の担当者に受託者（事業場）への立ち入りや帳簿書類その他物件の検査、関係者への質問をさせるなど調査を行うことができるものとする。

7. 委託金額の減額

発注者は、事業報告を検査した結果、仕様書に定められた事業が遂行されていないことが判明した場合には、委託金額の減額を行うことができるものとする。

8. 見積方法

受託者は当該業務にかかる経費を算出し、見積書（税別）に記載する。

9. その他

- (1) 受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩、開示してはならない。また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (2) 本業務において、紛争等が起こらないように十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任において紛争等の解決に努めるとともに、速やかに市に報告しなければならない。
- (3) 本業務の実施の際に生じた特許権・著作権等の知的財産権は、原則として委託者に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。